

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルナカ可部店

(2) 所在地 広島市安佐北区可部七丁目100番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

広島市南区段原南一丁目3番52号

代表取締役 平尾 健一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和5年4月26日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年10月31日から令和6年2月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年2月29日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

名称	住所	代表者氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一
株式会社啓文社エンタープライズ	尾道市東尾道10番地26	代表取締役 手塚 淳三
株式会社コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地京都御幸ビル6階	代表取締役 三上 明
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	代表取締役 指田 努
株式会社モーツアルト	廿日市市木材港北15番24号	代表取締役 田上 友康
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 善久
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	代表取締役 河合 映治

(変更後)

名称	住所	代表者氏名	変更の年月日	変更の理由
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	代表取締役 平尾 健一	変更なし	
株式会社啓文社エンタープライズ	尾道市東尾道10番地26	代表取締役 手塚 淳三	変更なし	
株式会社コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地京都御幸ビル6階	代表取締役 三上 明	変更なし	
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	代表取締役 指田 努	変更なし	
株式会社モーツアルト	廿日市市木材港北15番24号	代表取締役 田上 友康	変更なし	
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 英介	令和3年 8月24日	代表者 変更
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	代表取締役 河合 映治	変更なし	
株式会社平安堂梅坪	広島市西区商工センター7-1-19	代表取締役 竹内 恒彦	令和5年 2月	入店